

受託業者を特定するための評価基準

評価項目		評価基準	評価する着目点	配点(基本点数×評価係数)	基本点数	評価係数	
1	受託実績	過去5年間の同種業務 <sup>(※1)</sup> 、又は類似業務の実績が豊富な場合に優位に評価する。	I ①3年以上の連続した期間の同種業務の受託実績がある。 ②3年未満の連続した期間の同種業務の受託実績がある。 ③3年以上の連続した期間の類似業務が受託実績がある。 ④3年未満の連続した期間の類似業務の受託実績がある。 ⑤過去5年間に同種業務及び類似業務の受託実績がない。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1	5		
2	適正な審査体制	作業責任者、作業確認者、作業担当者が電気工事士の資格を有し、審査の作業に従事する場合に優位に評価する。	I 作業責任者の所有資格を次のとおり評価する。 ①第一種電気工事士 ②第二種電気工事士 ③上記①②以外の電気に関する資格 (電気主任技術者又は認定電気工事従事者に限る) ④上記①～③に記載の資格を有していない	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1	4		
			II 作業確認者の所有資格を次のとおり評価する。 ①第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ②上記①以外の電気に関する資格 (電気主任技術者又は認定電気工事従事者に限る) ③上記①②に記載の資格を有していない	① 3 ② 2 ③ 1	3		
			III 作業担当者の所有資格を次のとおり評価する。 ①第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ②上記①以外の電気に関する資格 (電気主任技術者又は認定電気工事従事者に限る) ③上記①②に記載の資格を有していない ※複数名設置の場合は平均値を算出し、小数点第二位を四捨五入する。	① 3 ② 2 ③ 1	3		
		業務を適正に実施するための体制づくりに工夫が見られる場合に優位に評価する。	I 個人情報保護に係る体制 II 交付ミス等防止のチェック体制 III 標準処理日数内で確実に交付するための体制		10 10 10	5 5 5	2.0 2.0 2.0
3	業務理解度	業務の目的、内容、報告等について理解度が高い場合に優位に評価する。	I 事務内容の流れの整理 II 県との情報共有体制 III 業務内容の社内共有体制	極めて高い(極めて良好): 5 高い(良好): 4 中位(普通): 3 やや低い(やや不十分): 2 低い(不十分): 1	10 10 5	5 5 5	2.0 2.0 1.0
4	県民サービス	I 申請窓口設置(複数・臨時等)	10		5	2.0	
		II 受付時間延長(常時・臨時等)	5		5	1.0	
		III 交付事務の案内・周知	5		5	1.0	
5	経費	経費が安価である場合に優位に評価する。	I 応募者の見積金額と履行期間中の想定件数により算出される想定金額による	10 ~ 6	10		

※1 同種業務: 過去5年間に地方公共団体から受託し、履行を完了した電気工事士免状交付業務

類似業務: 過去5年間に国又は地方公共団体等から受託し、履行を完了した電気工事士に係る試験、養成、法定講習に係る業務